

農地法の申請手続きについて

★農地の所有権移転や農地以外への転用には、農地法の許可が必要となります★

農地を農地として売買・貸し借りする場合、所有農地を宅地や駐車場に転用する場合、他人の所有農地を取得又は借りて宅地や駐車場に転用する場合、いずれも農業委員会に申請を行い、許可を得る必要があります。その際、申請地の事実確認について、担当地区の農業委員の確認書が必要となります。担当地区は下記のとおりです。また、農地法の申請以外の農地に関するご相談については、農業委員の他、もよりの農地最適化推進委員まで、お気軽にご相談ください。

農 業 委 員		
農業委員氏名	電話番号	担当地区
さの きょうこ 佐野 京子	64-2616	中野区
ながさか まさし 長坂 正志	64-3468	本郷区
あしかわ ゆきお 芦川 幸雄	64-4008	成島区、柳島区
えんどう けいご 遠藤 敬悟	64-2489	南部区
みさわ くにひろ 三澤 國博	64-4210	大塩区
ひさたか えいじ 久高 栄司	64-4331	栄地区
さの こういちろう 佐野 耕一郎	66-3046	楮根区
つちや きみお 土屋 公夫	66-2289	文京区
くぼかわ あきひろ 久保川 昭弘	66-2129	天王区
もちづき まさふみ 望月 政文	66-2401	御堂区、向田区
なかがめ のりかつ 仲亀 訓勝	66-2066	皐月区、徳間区
えんどう よしひで 遠藤 嘉英	67-3164	富士見区、朝日区
いちのせ たつじ 一瀬 辰治	67-3458	元宿区、新宿区、陵草区
農地最適化推進委員		
推進委員氏名	電話番号	担当地区
もちづき ほうかん 望月 朋完	66-2755	富士地区
もちづき さとる 望月 悟	64-3947	睦合地区
きうち かずひこ 木内 和彦	64-2573	栄地区
わかばやし たかお 若林 孝雄	66-2106	富士地区
なかがみ たけお 仲神 竹雄	67-3550	万沢地区

農地法の申請には、申請書の添付書類として、印鑑証明書、登記簿、公図等がありますので、役場産業振興課内農業委員会にて申請書様式をお受け取りの際に、ご確認願います。

◆農地法申請の問合せ先

南部町役場分庁舎
産業振興課内
南部町農業委員会事務局
☎64-8076(直通)

管理出来ない農地があって困っている、農業をしてみたいが農地が無い、作物の作り方がわからない等、農業に関するご相談に応じます。